

会 議 録

1 会議名

令和2年度第5回大島区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

1 報 告

- (1) 「公の施設の再配置計画」の策定について
- (2) 令和2年度地区要望の状況について
- (3) 大島区の主な施設の決算状況について

2 その他

- (1) 令和2年度「大・浦・安」地域協議会委員研修会について
- (2) 第6回地域協議会の開催日について
- (3) その他

3 開催日時

令和2年10月30日（金）午後6時30分から午後7時40分まで

4 開催場所

大島生活改善センター1階 大集会室

5 傍聴人の数

12人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員：飯田國男、飯田敏郎、内山信、内山元栄、武江一義、武田昌午、中村朝彦、
丸田新一、丸田松男、山岸久雄、吉野健治

・事務局：大島区総合事務所 小林所長、山崎次長、
小林市民生活・福祉グループ兼教育・文化グループ長、
春谷班長、武田班長、高橋主任

浦川原区総合事務所 山本産業グループ長、渡部班長、宮下主任

行政改革推進課 南雲課長

社会教育課 宮崎参事、加藤副課長

(以下グループ長はG長と表記)

8 発言の内容

【丸田会長】

- ・会議の開会を宣言
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告
- ・本日の会議録の確認は委員番号4番の内山信委員にお願いする。

【内山信委員】

- ・了承

【丸田会長】

- ・それでは次第に沿って進める。
- ・報告の(1)「公の施設の再配置計画」の策定について、事務局からの説明を求める。

【南雲課長】

- ・別紙1「公の施設の再配置計画における各施設の方向性」について説明
- ・第4回地域協議会で「今後検討」と区分した大島地域生涯学習センターについて、関係者協議を踏まえた方向性が示されたことを説明
- ・具体的に再配置を行う際には、地域協議会へ諮問の手続きを行うことを説明

【宮崎参事】

- ・当該施設の利用主体である大島地区振興協議会との話し合いの内容及び再配置の方向性について説明
- ・地域に根差した活動の場がなくなってしまうようにする必要があることを踏まえ、生涯学習センターの位置付けをなくし、地域の皆さんが自由に使える施設に移行することを確認いただいた旨を説明
- ・今後のスケジュールとして、地区振興協議会の意向を踏まえ、令和7年度までは現状の生涯学習センターを維持し、その後は地域へ貸付を行うことを説明
- ・何らかの事情により地域活動等が難しくなり、施設利用が見込めないあるいはそのような意向があった場合は、当該施設を閉鎖し、社会教育課で適切に管理しつつ、最終的には除却する予定であることを説明
- ・貸付後の管理方法や費用負担などの詳細については、今後も地域住民と協議しながら決定していくことを説明

【丸田会長】

- ・このことについて質問はあるか。

【中村朝彦委員】

- ・大島地域生涯学習センターについては、令和6年度までは現状のままと考えてよいのか。

【宮崎参事】

- ・令和7年度末までは現状のまま活用いただくこととなる。

【中村朝彦委員】

- ・再配置の正式な見直しまでは5年先の話にあるが、その間に市の方向性が変わることはないのか。

【宮崎参事】

- ・地域の皆様との話し合いの中では、現在の地域の取組や施設の利用も見込めると聞いているものの、仮に地域の状況の変化等から令和7年を待たずに施設を閉じる場合があるかもしれないが、原則的には先程の説明のとおり進めていくことになる。

【南雲課長】

- ・改めて再配置の実施年度について、説明させていただく。
- ・今回、大島地域生涯学習センターの方向性を示したが、完了年度が令和7年度ということであり、所要の手続きを行い、翌令和8年度から貸付又は譲渡とするものである。

【丸田会長】

- ・ほかに質問はあるか。

(意見等なし)

(行政改革推進課及び社会教育課職員退席)

- ・続いて、(2)令和2年度地区要望の状況について、事務局からの説明を求める。

【山崎次長】

- ・資料No.1に基づき「令和2年度 地区要望の状況について」により説明

【丸田会長】

- ・このことについて質問はあるか。

(意見等なし)

- ・続いて、(3)大島区の主な施設の決算状況について、事務局からの説明を求める。

【山崎次長】

- ・説明に入る前に、資料ページの標記に誤りがあったことをお詫びする。
- ・今後、改めて資料の確認に留意するとともに、同じ誤りのないよう努める。
- ・それでは、資料順に施設の説明をさせていただく。
- ・大島診療所は小林G長、以降は山本G長から決算資料に基づき説明

【丸田会長】

- ・このことについて質問はあるか。

【吉野健治委員】

- ・資料説明があったが数字を追うだけで理解するには至っていないのが本音である。
- ・今年から地域協議会の委員も代わった中で、本件は初めてのことであり、確認させてほしい。
- ・地域協議会委員の立場としてこの報告にどのように関わるべきなのか、地域住民には、どのように情宣すべきなのかお答えいただきたい。

【小林所長】

- ・市では9月議会において決算認定されているが、当区の主な施設の決算状況を言葉だけで説明するだけでなく、より理解いただくために資料を提示しているものである。
- ・そのため、資料を見ていただきながら、不明な点があれば質問を挙げていただきたいと考えている。
- ・また、地域の皆様に周知することは行っていない。市のホームページからも閲覧できるほか、各施設のことで問い合わせ等があれば、総合事務所に連絡をいただきたい。

【吉野健治委員】

- ・市の広報媒体で周知しているため、総合事務所では周知していないとも受け取れるが、区内の身近な主要施設であれば、総合事務所のたよりに掲載し、利用促進を図り、あるいは経費削減に向けた方法等を提示すべきではないかと考える。

【小林所長】

- ・毎年、本件については地域協議会で委員の皆様には報告しているが、委員の皆様からも機を捉えて地域の皆様に報告いただきたいと考えている。

【吉野健治委員】

- ・地域協議会委員にはそこまでの役割を担うことが義務付けされているのか分からず、個人的にはそこまで担う自信がない。
- ・そこまで求められる立場なのか疑問がある。

【小林所長】

- ・義務として捉えているものではないが、委員の皆様も地域では他の役職も担っておられる方が多い中で、地域協議会での議案や資料を情報提供していただきたいと考えている。
- ・積極的な情報提供を促すことではないが、地域協議会委員としての立場で地域の皆様へお伝えいただくことで、地域内での情報の共有化が図られるだけでなく、後継者の発掘や育成等にも繋がると考えている。
- ・繰り返しになるが、決して義務として捉える必要はないものの、機会を捉えて地域協議会の情報を地域の皆様へ提供いただきたいと考えている。

【丸田会長】

- ・ほかに質問はあるか。
(意見等なし)
- ・続いて、次第2のその他に入る。
- ・(1)令和2年度「大・浦・安」地域協議会委員研修会について、事務局からの説明を求める。

【山崎次長】

- ・前回の第4回地域協議会において、大島・浦川原・安塚区の合同研修会について、第5期協議会としても継続実施することとなった。
- ・今年度は大島区が幹事であるため、正副会長と事務局で実施の有無について協議してきたが、コロナ禍の状況ではありますが、来年の1月から2月の間で、大島就業改善センターを会場に開催する方向で準備を進めているところである。
- ・詳細が決まり次第、案内通知をさせていただくことのほか、例年であれば、研修会終了後には3区の情報交換会を行ってきたところであるが、今年度は研修会だけとすることを了承いただきたい。

【丸田会長】

- ・続いて(2)第6回地域協議会の開催日についてに入る。
- ・今回に続き、11月の地域協議会も保倉地区を会場とした出張協議会を開催したい

と考えている。

- ・正副会長会議においては、11月27日（金）午後6時30分から若者交流会館を会場に開催したいと考えたところであり、会場も含め、保倉地区振興協議会長とも協議したところである。
- ・日時や会場も含め、説明のとおり開催することでよろしいか。
（意見等なし）
- ・それでは、次回の地域協議会は11月27日（金）の午後6時30分から、保倉地区の若者交流会館で開催することで決定する。
- ・続いて、(3)その他に入るが、事務局から連絡等があればお願いします。

【山崎次長】

- ・前回の第4回地域協議会において、3名の委員からの質問があり、各委員には既に回答をお伝えしたところであるが、地域協議会での質問であったため、この場をお借りし皆様へ報告させていただく。
- ・まず、山岸委員からは、原子力災害が発生した際は屋内退避となるが、児童は自宅へ帰すと聞いたところであり、危険な区域へ移動させる必要はないのではないかの質問があった。
- ・市では原子力災害に備えた屋内退避避難計画での園児・児童・生徒への対応として、あらかじめ定められたルールに基づき、保護者へ引き渡すこととしている。
- ・当区の旭地区においては柏崎原子力発電所から30km圏内であり、UPZの避難準備区域となっている。
- ・避難準備区域の基本的な対応として、まず屋内退避をした後、放射線量の測定結果等を踏まえ、避難が必要な区域を特定したうえで、一時移転の避難を実施することとしている。
- ・屋内退避とは放射線物質が放出する前の段階で、自宅や公共施設などの建物の中に入り、国・県・市が発信する正確な情報を入手し、次にとるべき行動に備えるために行う、もっとも基本的かつ重要な行動である。
- ・したがって、学校等から子どもの引き取りの連絡があれば、速やかに迎えに行き、自宅で市等が発信する情報を待ちながら、次の行動に備えていただくことになる。
- ・次に、丸田委員からは岩栗運動広場への土砂は、どの程度、運搬・蓄積されたのかという質問があった。

- ・道田線で発生した災害の土砂は9,300 m³であったほか、確認できた過年度の搬入量としては、同路線で平成26年度に発生した災害の土砂が1,730 m³であり、現時点で把握している数量は11,030 m³となる。
- ・今後の何年くらいで、どの程度蓄積できるのかとの質問ですが、当該地は上越市が恒常的に開設する土砂受入地に指定したものではないため、今後の土砂受入については現時点では考えていない。
- ・また、定期的に土壌検査を行っていると思うが、その結果を報告してほしい、現段階で土壌検査の予定がなくても、通常、処分地へ土砂を搬出し、最終的に計画土量に達した時点で検査するのではないかと質問と、大雨等により、岩栗運動広場に堆積された土砂を浸透し、西側の沢に流れ込み、水質に悪影響を及ぼすのではないかと質問があった。
- ・定期的な土壌検査の予定はない。ただし、今回の土砂の受入に際して、土壌汚染対策法に基づき、一定の規模以上の土地の形質の変更届出書を市環境保全課へ提出している。
- ・これを基に、環境保全課が土質調査の必要性の有無を判断するが、今回の工事により発生した土砂は、道路法面の地山であって、有害物質を含む土砂でないことから、大雨等により浸透した場合でも、水質に悪影響を及ぼすことは低いという回答であった。
- ・最後に、武江委員から道田線の災害復旧について、今回は山頂から勾配の緩い傾斜となるよう工夫されているが、実際に地質等を分析しながら工事が進められているのか、当初の設計どおり工事が進められているのかとの質問があった。
- ・当初の設計どおり施工しており、施工に際しては地山の土質を確認し、その土質に適切な切土勾配で、もっとも緩勾配となる1割2分で切土を実施している。
- ・また法面保護として、植生工（植生基材吹付）を選定しており、吹付厚を確認するために、法面の土壌の硬さを確認しながら施工している。
- ・8月に開催した第4回地域協議会の段階では、工期が10月14日となっていたが、既存の構造物に被災が発見され、その修復のため、現在は中止を掛けている状況である。
- ・今回の災害復旧工事は、国の補助金を活用しており、それを変更するには改めて、県を通じて、国土交通省に申請手続きを要する。

- ・本日の情報だが今月末で変更の許可がおりたと聞いている。
- ・現在の工事中止を解除したうえで、着手予定は11月9日頃になる予定で、復旧工事の完了は着手から3週間程は要することから、遅くとも11月末までには工事を完了するよう進めていると聞いている。
- ・先回の質問の報告は以上である。
- ・なお、本日はNPO法人上越地域学校教育支援センター発行の「地域教育往来56号」を配付したので、後程ご覧いただくようお願いする。

【丸田会長】

- ・ほかに質問はあるか。

【山岸久雄委員】

- ・全国的に問題となっている空き家について、市の考え方を伺いたい。
- ・旭地区内にある旧旭保育園を県外からの転入した方が使用してきたが、昨年10月に県外へ転出された。
- ・平成3年に区内4地区にあった保育園を統合した跡地の利活用を図るため、旧村時代に移住者を募った経過があり、建物は個人、土地は市の所有のまま、昨年まで使用していた。
- ・そのため、転出する際には市にも相談したものの、良い回答が得られなかったため、現状のまま転出したと聞いている。
- ・町内会では、これから迎える冬季の建物管理を懸念しているが、転出した方は雪下ろしを含めて建物管理は考えておらず、近い将来には建物は壊れてしまい、冬季に限らず問題が大きくなってしまう。
- ・今日に至った経過や経緯について詳細なところは分からないため、可能な範囲でも良いので聞かせていただきたい。また、町内会としても本人と連絡をとっていくが、市としても何らかの対応をしていただきたい。

【山崎次長】

- ・建物は、個人の所有とし、土地については普通財産として、使用料を払っていただきながら、個人に貸し付けていた。
- ・市としても、貸し付けていた個人に電話を入れているが、市からの電話も受け入れてもらえない状況にある。
- ・総合事務所としても普通財産を所管する用地管財課と協議を行っており、必要書類

を用意し、相手方に郵送するなどの対策を講じているところである。

- ・詳細が分かり次第、改めて説明させていただく。

【山岸久雄委員】

- ・使用者には子どもがおり、その方にも相談したものの関係がないと言われ、一方では、使用者個人も高齢であるため、町内会としても苦慮している。
- ・また、通常のケースとは違う特殊な要因が伴っているため、何らかの対処について願います。

【丸田会長】

- ・ほかに質問等はないか。
- ・私からも質問をさせていただく。
- ・先程説明を受けた岩栗運動広場の件であるが、土捨て場に通じる市道には2,000台以上の積載車の交通があり、市道の隆起や陥没するなど破損が著しい。
- ・現状が分かる提示資料も用意したため、後日確認いただき、次回の地域協議会のなかで、市道復旧の方針や計画など、市の考えを聞かせていただくようお願いする。

【山崎次長】

- ・会長もご承知のとおり、今年度の箇所付け修繕予算での修繕は実施出来ない状況にある。
- ・来年度以降、順次計画的に修繕を実施していく考えであると聞いているが、どのような計画で施工を考えているのかを確認し、次回の会議の中で報告をさせていただく。

【丸田会長】

- ・運動広場へ行くだけでなく、地域住民も多様な面で利用する道路である。
- ・資料の写真では状況が分かりづらい箇所もあると思うため、現地確認を行ったうえで検討いただくよう是非とも願います。
- ・ほかに質問等はないか。

【内山信委員】

- ・かなり前の話であり恐縮だが、5月8日に発生した芝火災についてお聞きする。
- ・発生及び鎮火の連絡では「大島区田麦地内」となっていたが、実際には内容とは異なる場所であり、消防団員だけでなく、地域住民も出火場所が特定できずに混乱したところである。

- ・人家に影響がなかったことは幸いであるが、迂回路などがある場合は、何処の方面なのかでも伝えていただければ、混乱は軽減できたと考える。
- ・火災発生時の際は、119番に連絡が届くようになっているのか。

【山崎次長】

- ・まず、火災の場合は119番通報で消防署の指令室に連絡が入ることになる。
- ・通報された方が発生場所を田麦地内という認識から連絡を入れ、情報伝達されたものである。

【内山信委員】

- ・発生時の連絡は承知したが、鎮火の放送では、総合事務所も現場を把握していることから、正確な地名を伝えるべきではなかったか。

【山崎次長】

- ・発生場所が連絡と事実と異なる場合、今回の事案を含めれば、田麦地内ではなく、達地内であったことに加え、鎮火の連絡をすべきとの意見でよろしいか。

【内山信委員】

- ・そうである。自身も再入団しており、火災の連絡が入れば出動の準備をするが、田麦地内を点検しても火災はなく、どこに行けばよいのか分からずにいた。

【山崎次長】

- ・建物火災であれば、地番あるいはその付近という連絡が入り、直ぐに駆けつけていただくことになるが、芝火災を通報する際は、周辺に目印となるものがなければ、位置を特定しづらい箇所もある。
- ・ただし、事務所消防隊も現地に出動することから、連絡を取り合いながら、正確な情報が伝えられるよう検討をさせていただく。

【内山信委員】

- ・地域住民にとっては自分の地域で火災が発生したと知れば、団員でなくとも心配して周辺を確認しているため、正確な情報と状況を伝えるためにも、是非、検討いただきたい。

【小林所長】

- ・貴重な意見であり真摯に受け止めたい。
- ・現在は、消防署に連絡が入った段階で、自動的に発信者の場所を特定し、地名や地

番を示す装置があるとも聞いている。

- ・しかしながら、今回のように第1報で伝達された場所が、実際の発生場所とは異なることを確認した段階で、総合事務所から訂正の放送をするなど丁寧な対応に努めていきたいと考える。
- ・地域の皆様に多大は不安を与えてしまったことはお詫びするしかない。
- ・誤った情報を伝達することのないように努めていきたいが、現状は消防署に入った連絡が、そのまま伝達されるシステムであることもご理解いただきたい。

【内山信委員】

- ・消防署に連絡があった段階で、情報メールが発信されることは承知しているが、その伝達だけでなく、市の所管課や総合事務所に連絡が入る仕組みはないのか。

【小林所長】

- ・安全メールは消防事務組合から自動的に発信され、消防団員へのメールも同様であり、情報の発信及び確認という意味では、これが最も早い伝達方法である。
- ・火災発生時は、総合事務所においても、このメールを受け対応しているところであり、メール以外に総合事務所へ別に連絡が入ることはない。

【山岸久雄委員】

- ・自身も再入団しており、田麦地内で火災が発生した連絡を受けたが、消防団への出動要請の連絡がなかった。
- ・私も外出しておったが、火災の連絡を受け、地元に向かう途中で達地内には警察から消防団まで集まっており、その時点では何をしているのか分からなかった。
- ・今ほどの説明からすると、田麦地内で火災が発生したにも関わらず、達町内会を含む消防団員が出動したことになるが、どのような指示があったのか疑問がある。
- ・ただ何処の地域で火災が発生しただけでなく、消防団の出動までの確実な情報発信をお願いしたい。

【小林所長】

- ・情報は確実かつ正確に、迅速に発信することを徹底していきたい。
- ・前回、火災位置については総合事務所としても連絡メールを基に緊急放送を行ったわけであるが、消防事務組合や危機管理課、市民安全課など、市全体で徹底できるように検討したいと考えている。

【吉野健治委員】

- ・私自身、達町内会長でもあり状況を把握しているが、達の消防団員は連絡を受けた後、直ちに消防器具置場に参集し、田麦地内へ出動しようとした時に、近隣住民から田麦地内ではなく、すぐ近くであると聞いたことから、現地に向かったところである。
- ・火災発生から既に何か月も経っているが、改めて、達地内の火災が、田麦地内と情報発信されたのか、合わせて情報伝達のルートについても消防署等へ確認いただき、次回の地域協議会の際に報告いただきたい。
- ・また、先日はクマの目撃情報の緊急放送があったが、その時も呼び出しのチャイムは鳴ったものの、何も放送されずに放送が終了し、次の呼び出しの時に放送が流れたところである。
- ・先程の説明で、正確かつ迅速にとの話であったが、休日ということもあり、放送に不慣れと思われる場面もあった。
- ・クマの目撃情報と注意喚起であったため大きな問題にはならなかったものの、火災を含む緊急時の場合を想定し、円滑かつ的確に放送されるよう努めていただきたい。

【小林所長】

- ・5月の芝火災については、第1報を受けた段階から緊急放送までの一連の流れを把握しながら、分かる範囲に限られるかもしれないが、報告をさせていただく。
- ・先日の緊急放送の件であるが、適宜、放送機器の取扱いについて確認をしているところであるが、当日、放送が流れないとの電話も寄せられたことから、登庁した職員がいつ何時でも、円滑に放送ができるよう訓練をさせていただく。
- ・重ね重ねになるが、放送に不備があったことについてはお詫びする。

【丸田会長】

- ・ほかに、意見等はあるか。
(質疑、意見なし)
- ・それでは、以上をもって第5回地域協議会を閉会する。

9 問合せ先

大島区総合事務所 総務・地域振興グループ TEL : 025-594-3101 (内線 61)

E-mail : oshima-ku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。